

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

株式会社トーカイ

2022 年 6 月 7 日

2022年6月7日

## 吸収分割に係る事前開示事項

岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地  
株式会社トーカイ  
代表取締役 小野木 孝二

当社は、株式会社もみの木（以下、「分割会社」といいます。）との間で、2022年6月7日付にて締結した吸収分割契約に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、分割会社の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業の一部（以下、「対象事業」といいます。）を当社が承継する吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は下記の通りです。

なお、本件吸収分割は、会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

#### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本件吸収分割の対価として、分割会社に対して金150百万円の金銭を交付することといたしました。これは、第三者算定機関による算定結果、対象事業の状況及び将来見通し、承継する契約の時価評価額等を総合的に勘案し、分割会社及び当社間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。

#### 3. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

##### （1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### （2）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### （3）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の

状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第6号）

（1）承継会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容該当事項はありません。

5. 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

効力発生日以降における当社の債務の履行に支障をおよぼす事情の発生及び可能性は現在のところ認識されておらず、本件吸収分割の効力発生日以後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以 上



## 吸収分割契約書

株式会社もみの木（以下「甲」という。）と株式会社トーカイ（以下「乙」という。）とは、甲の本件事業（第1条に定義する。）を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割の方法）

甲は、本契約に定めるところにより、会社法に定める吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第4条に定義する。以下同じ。）において営む甲の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業の一部（以下「本件事業」という。）を乙に承継させる。

### 第2条（商号及び本店）

本件分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

#### (1) 吸収分割会社

商号：株式会社もみの木

住所：愛知県豊川市南大通四丁目13番地の1

#### (2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社トーカイ

住所：岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

### 第3条（承継する権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本契約締結後、効力発生日までに甲に新たに帰属するに至った本件事業のみに関する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」の第1の4を除き、承継対象権利義務に含めるものとする。

- 承継対象権利義務に含まれる契約上の地位又は当該契約に基づく権利義務を本件分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触する場合その他甲又は乙に著しい不利益が発生することが見込まれる場合は、甲及び乙は協議し合意の上、当該契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を、承継対象権利義務から除外することができる。
- 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続きに要する一切の費用は、乙の負担とする。

### 第4条（本件分割が効力を生ずる日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年8月1日とする。ただし、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

#### 第5条（分割対価）

甲と乙は、本件分割に際して、分割対価として、金15,000万円（不課税）を甲に対して交付することを合意する。ただし、本件事業のうち福祉用具貸与事業の令和4年7月の月額売上額が（以下「基準月次売上額」という）が、（税抜）金12,262,509円を下回ったときは、基準月次売上額に12.23を乗じた金額を分割対価とする。

2. 甲は、乙に対して、効力発生日後、令和4年8月10日までに、基準月次売上額を通知する。

3. 乙は、第1項の対価を、甲から前項の通知を受けた日（の翌日）から銀行の5営業日までに支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

#### 第6条（資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- |           |    |
|-----------|----|
| (1) 資本金   | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

#### 第7条（株主総会における分割の承認決議）

甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約の承認を甲の株主総会の承認を得ることなく実施する。

2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約の承認を乙の株主総会の承認を経ることなく実施する。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、善良なる管理者としての注意をもって本件事業に係る業務を執行し、且つ一切の財産の管理及び事業の運営を行うものとする。また、甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業に係る財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め乙と協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（競業禁止義務）

甲は、本件分割の効力発生を生ずる日より5年間は本件事業について競業禁止義務を負うものとする。但し、介護保険申請を伴わない住宅改修業務についてはその限りでない。

#### 第10条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対して、本契約締結日現在及び効力発生日現在において、以下の事項が重要な

点において真実且つ正確であることを表明し、保証する。

- (1) 本契約を締結し本件分割を履行するために必要な権限及び権能を有していること。
- (2) 本件分割に関し、甲が乙に対して開示又は提供した一切の資料その他の情報は、重要な点において全て正確且つ真実であること。特に甲の計算書類（会社法第435条第2項にて定めるものをいう。）については、すべて正確且つ真実であること。
- (3) 甲は、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報については、すべて乙に開示又は提供したこと。
- (4) 甲は、本契約の締結、本契約上の義務の履行及び本分割の実施に関し、会社法その他の法令及び諸規則、並びに、定款、その他甲所定の会社規則に従った必要な手続をすべて履行していること。特に、労働者に対して会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律及びその他関連法規が定める必要な手続を確実にすべて履行していること。
- (5) 甲は、本件事業に関する全ての法令、規制、通達、行政指導の規制を遵守しており、甲の知り得る限りその違反による刑事、行政及び民事上の責任を追及されることはなく、又、その原因となりうる事実も存在しないこと。
- (6) 甲において、本件事業に関する官公庁からの訴訟その他公的手続も係属しておらず、官公庁から、本件事業に関するいかなる警告、クレームも受領しておらず、又、かかる警告、クレームを受領するおそれも存在しないこと。
- (7) 甲は、本事業に関し、反社会的勢力との間で取引を行っていないこと。本分割により乙が承継する顧客には、甲の知る限り、反社会的勢力は含まれていないこと。
- (8) 甲は、別紙承継権利義務明細表第1で乙に承継する資産その他の権利義務については、すべて適法且つ有効に保有しており、その価値に悪影響を及ぼす可能性のある事由、負担等は存在しない。
- (9) 甲は、別紙承継権利義務明細表第1の2で乙に契約上の地位を承継する賃借物件については、本契約締結日現在、根抵当権を除き賃借権に優先する担保権等の設定はなされていないこと。

2. 甲は、前項に規定された甲の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに乙に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

#### 第11条（補償）

甲は、前条に定める自らの表明及び保証の違反により乙に生じた損害を補償するものとする。

2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、効力発生日後1年以内に、乙により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、本件分割対価を上限として、相手方当事者に対して当該損害等を賠償する。

#### 第12条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日（同日を含む。）までの間において、本契約に定める甲の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した

場合、本契約第15条に定める特約事項に違反した場合、又は、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は協議し合意の上、本契約に規定する条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自ら又はその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能犯罪集団、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても確約する。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) 自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等の威力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### 第14条（本契約の効力）

本契約は、本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかった場合にはその効力を失う。甲及び乙は、関係官庁等の承認を得られるために必要な手続について相互に協力して履践するものとする。

#### 第15条（特約事項）

- 1 甲は、別紙承継権利義務明細第1の2で乙に契約上の地位を承継する賃借物件について、令和4年7月31日までに、甲の不動産事業の退去を完了する。
- 2 甲は、本契約効力発生日までに、前項の賃借物件につき、乙との間で、新たな事業用建物賃貸借契約を保証する。
- 3 甲は、本契約効力発生日までに、甲の本社駐車場（愛知県豊川市南大通四丁目15番1の土地）につき、乙との間で駐車場契約を締結する。
- 4 甲は、本契約効力発生日までに別紙承継権利義務明細第1の2で乙に契約上の地位を承継する賃借物件について設定されている根抵当権をすべて抹消するものとする。

#### 第16条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は各々記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2022年6月7日

愛知県豊川市南大通四丁目13番地の1  
甲 株式会社もみの木   
代表取締役 阪本 哲也

岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地  
乙 株式会社トーカイ   
代表取締役 小野木 孝二

承継権利義務明細表

乙が甲から本件分割により承継する権利義務は、効力発生日に存する以下の甲の権利義務とする。

第1 承継する資産その他の権利義務

1 資産

- (1) 福祉用具販売在庫
- (2) 福祉用具レンタル在庫
- (3) 車両10台

- ①車両番号 豊橋480く1839 (使用者甲)
- ②車両番号 豊橋480け 70 (使用者甲)
- ③車両番号 豊橋480け7847 (所有者甲)
- ④車両番号 豊橋480こ7436 (使用者甲)
- ⑤車両番号 豊橋501た2507 (所有者甲)
- ⑥車輛番号 豊橋480さ9939 (所有者甲)
- ⑦車輛番号 豊橋480さ9145 (所有者甲)
- ⑧車輛番号 豊橋400ち3341 (所有者甲)
- ⑨車輛番号 豊橋400ち6404 (所有者甲)
- ⑩車輛番号 豊橋480す6358 (所有者甲)

(4) その他承継すべき資産

- ①本社事務所(住所:愛知県豊川市南大通4丁目13番地の1)、倉庫(住所:愛知県豊川市明野町一丁目18番地1)建物の付属設備
- ②本社事務所(住所:愛知県豊川市南大通4丁目13番地の1)、倉庫(住所:愛知県豊川市明野町一丁目18番地1)に存在する[複合機、コピー機、机、備品、消耗品]など一切の甲所有の資産(甲の貸借対照表に記載されているか否かを問わない。ただし、本件事業を除く用途に供される資産を除く)

2 契約上の地位

- (1) 福祉用具貸与事業における顧客とのレンタル契約
- (2) 取次店との福祉用具卸(委託)レンタル契約及びそれに付随する一切の契約
- (3) 取次店との福祉用具販売契約及びそれに付随する一切の契約
- (4) 口座引落に係る収納会社(委託)契約
- (5) 住宅改修事業における提携先等との工事請負契約及び業務委託契約

- (6) シルバー人材センターとの業務請負契約
- (7) 本社事務所及び倉庫の賃貸人との賃貸借契約

3 許認可等

本件事業に関連する許認可、承認、登録、届出等のうち、乙に法令上承継可能なもの

- ①福祉用具貸与事業所
- ②福祉用具販売事業所

4 雇用契約

本件事業に従事する下記従業員に係る雇用契約

- |   |  |          |
|---|--|----------|
| ① |  | 正社員（豊川）  |
| ② |  | 正社員（豊橋）  |
| ③ |  | 正社員（豊川）  |
| ④ |  | 正社員（豊橋）  |
| ⑤ |  | 正社員（豊川）  |
| ⑥ |  | 正社員（豊川）  |
| ⑦ |  | 正社員（豊川）  |
| ⑧ |  | 正社員（豊川）  |
| ⑨ |  | 正社員（豊川）  |
| ⑩ |  | 嘱託社員（安城） |
| ⑪ |  | パート（豊川）  |
| ⑫ |  | パート（豊川）  |
| ⑬ |  | パート（豊橋）  |
| ⑭ |  | パート（豊川）  |

5 電話・FAX番号加入権

電話番号（豊川営業所）

・0533-83-6855

FAX番号（豊川営業所）

・0533-86-7441

第2 承継する権利義務から除外される資産その他の権利義務

1 資産

現金・預金、本件事業に関連しない倉庫機材、効力発生日前までに発生した債権等、上記第1の1記載の資産を除く資産

2 負債

本件事業に属する支払手形、買掛金、未払金、前受金、預り金、預り保証金、簿外債務等一切の負債

3 契約上の地位

本件事業に関するシステム契約・保守契約等、上記第1の2記載のものを除く一切の契約上の地位

以上



**第 3 2 期決算公告**

令和4年6月7日

愛知県豊川市南大通四丁目13番地の1

**株式会社もみの木**

代表取締役 阪本 哲也

貸借対照表の要旨 (令和3年3月31日現在)

科 目		金額 (単位:千円)
資産 の部	流 動 資 産	162,947
	固 定 資 産	82,308
	<b>資 産 合 計</b>	<b>245,255</b>
負債 及 び 純 資 産 の 部	流 動 負 債	32,157
	固 定 負 債	145,800
	<b>負 債 合 計</b>	<b>177,957</b>
	株 主 資 本	67,298
	資 本 金	10,000
	利 益 剰 余 金	57,298
	利 益 準 備 金	2,500
	その他利益剰余金	54,798
	(うち当期純利益)	(12,544)
	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>67,298</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>245,255</b>	